

「令和 5 年度業務用建築物の脱炭素改修加速化事業に係る事業運営支援委託業務」の入札説明書に関する質問回答

令和 5 年 11 月 27 日
 環境省地球環境局
 地球温暖化対策課
 地球温暖化対策事業室

No.	質問事項	回答	備考
1	<p>脱炭素ビルリノベ事業の公募は来年の年明けごろから開始されるものと想定しております。</p> <p>一方、仕様書上の業務履行期間は令和 6 年 3 月までとなっておりますが、当該補助事業のコールセンター業務やデータ分析業務といった仕様項目をこの期間内に終えて成果物を納品することは難しいのではないかと考えております。</p> <p>脱炭素ビルリノベの補助事業と今回の調査業務との関係をどのように理解すれば良いかご教示いただければ幸いです。</p>	<p>脱炭素ビルリノベ事業の補助事業において、間接補助事業者（補助事業者から補助金の交付を受け間接補助事業を実施する者をいう。）の公募は、国から補助事業者の選定を行ない、準備ができ次第公募を開始する予定としております。</p> <p>当該補助事業については、事業の計画・進捗等を踏まえ、必要に応じて環境省において財政当局に対し最大令和 7 年 3 月 31 日までの予算の繰越手続きを行う予定であり、当該補助事業が当該手続き行なうこととなる場合は、本委託業務も同様に環境省において財政当局に対し予算の繰越手続きを行う予定です。</p>	
2	<p>仕様書 3. 業務の内容（3）について 2 つ目のポツ 「環境省又は脱炭素ビルリノベ事業事務局が実施する脱炭素ビルリノベ事業の利用促進のためのセミナー等に際して、本業務で得られた知見に基づき、セミナー資料の作成等を通じて広報支援を行うこと。」とありますが、</p> <p>① セミナー主催者（貴省）の求めに応じ、資料作成に必要な分析データ等、素材を提供する</p> <p>② セミナー開催時のテキスト全般を作成する</p> <p>いずれのイメージでしょうか。</p>	<p>セミナー資料の作成に際して、環境省の求めに応じた資料作成及び環境省又は脱炭素ビルリノベ事業事務局が提供する資料のとりまとめを行うこと等を想定しております。</p>	